

(案)

(仮) 四日市市地域新電力会社の共同設立に
関する協定書

令和6年 月

四日市市

四日市市（以下「甲」という。）と、【_____】（以下「代表企業」という。）を代表企業とする_____グループを構成する末尾当事者（乙）欄に記名捺印した各社（以下総称して「乙」という）】は、以下の通り合意し、四日市市地域新電力会社の設立及び運営事業に係るパートナー事業者募集（以下「本公募」という。）における審査結果を受け、（仮）四日市市地域新電力会社（以下「新電力会社」という。）の共同設立に向け、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が、本公募において乙が優先交渉権者として選定されたことを確認した上で、甲と乙が相互の信頼関係に基づき、地域の特性を生かした地域電力小売事業を展開する事業会社を共同設立し、小売電気事業を開始するための準備を円滑に進めることを目的とする。

（当事者の義務）

第2条 甲及び乙は、新電力会社の設立に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

2 乙は、新電力会社設立のための協議において、本事業の「募集要項」記載の「5. パートナー事業者に求める条件等」に記載の内容を、遵守し、誠実に対応するものとする。

3 乙は、新電力会社設立のための協議において、本事業の応募手続における甲及び審査委員会の要望事項又は指摘事項を尊重するものとする。

（新電力会社の設立）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するために、新電力会社の設立及び小売電気事業の開始に向け、綿密に連携し、次の各号に定める事項に取り組むものとする。

（1）新電力会社の合弁契約書を作成し、締結すること。

（2）新電力会社の定款を作成し、認証を受けること。

（3）新電力会社設立の登記書類を作成し、登記を行うこと。

（4）前各号に定める事項の他、新電力会社の設立にあたって必要なこと。

2 乙の代表者は、前項の規定において負担した費用について、新電力会社設立後、法令の定める範囲内で新電力会社に請求することができるものとする。

3 甲及び乙のいずれの責にも帰すべからざる事由により新電力会社の設立に至らなかったときは、既に甲及び乙がその準備に関して支出した費用は各自の負担とする。

4 甲又は乙の責めに帰すべき事由により新電力会社の設立に至らなかったときは、甲又は乙はすでにその準備に関して支出した費用を、相手方に請求できるものとする。

（株式の譲渡等）

第4条 乙は、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、その保有する新電力会社の株

式を第三者に譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分をしないものとする。

(業務の委託及び請負)

第5条 乙は、新電力会社に関し、【任意記入】業務を_____に請け負わせ、【任意記入】業務を_____に、それぞれ委託させるものとする。

2 乙は、本協定の締結後速やかに、前項の定めるところに従って請負又は業務委託を受けた各当事者と事業予定者との間で、それぞれ請負契約、業務委託契約又はこれらに代わる覚書等を締結させるものとし、締結後速やかに、その契約書等の写しを甲に提出するものとする。

(提案内容の遵守)

第6条 乙は、本公募において行った事業提案を、甲及び乙の共同出資により設立する新電力会社において実現することに最大限努力するものとする。

2 乙は、前項の事業提案を実現することができない事情が生じた場合には、速やかに甲に報告説明し、甲と今後の対応を協議しなければならない。

3 甲は、乙が第1項の事業提案を実現できないことが前項の報告説明により明白な場合には、本協定を解除できるものとする。

4 前項の場合において、乙は、甲に対して、それまでに生じた経費負担、解除に伴う損害賠償等名目を問わず一切請求をしないものとする。

(秘密保持)

第7条 甲及び乙は、本協定の履行に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持し、責任を持って管理し、本協定の履行又は事業の遂行以外の目的で当該秘密情報を使用又は第三者に開示してはならず、本協定に別段の定めがある場合を除いては、相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 前項に定める情報のうち、次の各号のいずれかに該当する場合には、秘密情報に含まれないものとする。

(1) 開示の時に既に公知である情報

(2) 開示される前に自ら正当に保有していたことを証明できる情報

(3) 開示の後に甲又は乙のいずれの責めに帰すことができない事由により公知となった情報

(4) 甲及び乙が本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面による合意した情報

3 第1項の定めに関わらず、甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による

犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担するものに開示する場合
- (2) 法令に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 甲と乙につき守秘義務契約を締結した甲のアドバイザーに開示する場合

4 甲は、前各項の定めにかかわらず、本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他甲の定める諸規定の定めるところにしたがって情報公開その他必要な措置を講じることができる。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から新電力会社設立の日又は令和7年3月31日までのいずれか早い方の日とする。

(管轄裁判所)

第9条 甲及び乙は、本協定に関して生じた当事者間の紛争について、津地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

(誠実協議)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に疑義が生じた時は、その都度、甲及び乙が誠実に協議して定めるものとする。

(以下、余白)

上記協定の締結を証するため、本書を当事者数分作成し、各当事者がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年 月 日

(甲) 三重県四日市市諏訪町1番5号
四日市市
四日市市長 森 智広

【単独応募の場合】

(乙) [所在地]
[商号]
[代表者名]

【グループ応募の場合】

(乙) (代表企業)
[所在地]
[商号]
[代表者名]
(構成企業)
[所在地]
[商号]
[代表者名]